



《会計・税務の知識》 合同会社の近年の需要傾向

はじめに

合同会社制度は海外の LLC をモデルとして時代のニーズを踏まえて作成された制度です。会社法が施行された当初は、社会的な認識が乏しく、それほど活用されていなかったものの、近年ようやくその使い勝手の良さが認識されてきております。今回は一部ですが近年活用が広がってきた合同会社の性格及び活用事例について紹介します。

1. 合同会社の性格

合同会社の性格の最大の特徴は、定款自治の範囲が広い点にあります。当事者間で最適な利害状況を自由に設定することを可能とすることにより、その事業の実施の円滑化を図る会社形態として設計されております。

すなわち、株式会社のように法律で意思決定機関の設置が強制されておらず、社員総意のもと、広く定款自治に委ねられていることに特徴があります。

2. 合同会社の活用事例

実際に近年合同会社を活用する事例が増えているのでしょうか？法務省の登記統計によれば、近年の会社設立件数の推移は次のとおりです。

	22年	23年	24年	25年	26年
株式会社	80,535	80,244	80,862	81,889	86,639
合同会社	7,153	9,130	10,889	14,581	19,808

上記数値からみられるように、合同会社は近年増加傾向にあり、その需要が高まっていることがわかります。ではその活用事例はどのようなものなのか、主な活用事例を以下記載いたします。

(1) 資産管理会社（持株会社）としての活用

持株会社は、対外的に信用度が低い印象を与えかねない、といった合同会社のデメリットはあまり問題とならず、以下のような合同会社の様々なメリットを享受できるため活用が検討されるケースがあります。

① 設立手続の簡素化、費用の抑制

合同会社を選択することによって、設立時に要する登録免許税（原則として資本金額の 7/1,000）が下限の 6 万円（株式会社は 15 万円）ですみます。

また、定款認証費用（5 万円）が不要であり、設立に際してコストが抑えられます。

② 機関設計の簡素化

一般的にはオーナー一族が長期的に保有するケースが想定されるため、株主総会や取締役といった機関を必要とせず、また決算公告の義務もないため使い勝手がよいと考えられます。

③ 資本金規制、会計監査人設置義務の不在

合同会社には、株式会社と異なり、資本金の額が 5 億円以上又は負債が 200 億円以上の大会社となった場合に、会計監査人設置義務がないため、その分コストが抑えられます。

また、増資の面では、株式会社では 1/2 以上資本金の額に繰り入れる必要がありますが、合同会社では不要であるため、登録免許税が節税でき、かつ資本金 1 億円以上に課される外形標準課税の回避が可能です。

(2) 小規模事業の法人成り

H26 年度法務省統計によれば、合同会社の 55% 以上は資本金が 100 万円未満の小規模で設立されています。

これは上述したように、登録免許税が下限ですむことや定款認証手数料がかからず設立コストが最小限ですむこと、総会が不要で決算公告義務もないため事務手数の面で負担が少ないため、個人事業主の法人成りに適しているとして利用されていることが考えられます。

合同会社から株式会社への組織変更が認められているため、まず規模を抑えて合同会社で起業し、事業が軌道にのった段階で株式会社へ変更、といった方法も考えられ、創業時には適した会社形態ともいえます。

おわりに

合同会社の設立は今後ものびてくるであろうと予想されます。本記事がこれから事業の立ち上げを目指している方や資産管理会社の設立を考えていらっしゃる方の会社選択の一助となれば幸いです。

(担当：高橋)